

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和8年9月29日
沖縄県伊江村

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
伊江島小麦チップス（ミニ）スパイシー6袋	92%	○				沖縄県国頭郡本部町	2,220	2,700
伊江島小麦チップス（ミニ）塩味6袋	93%	○				沖縄県国頭郡本部町	2,220	2,700
伊江島小麦チップスミニ黒糖シナモン6袋	93%	○				沖縄県国頭郡本部町	2,220	2,700
伊江島小麦チップスミニバラエティー6袋	93%	○				沖縄県国頭郡本部町	2,220	2,700
琉球泡盛 伊江泉(瓶) 20%720ml 1本	52%	○				沖縄県うるま市	1,400	1,100
ピーナッツ菓子（4種食べ比べ）	78%	○				沖縄県国頭郡伊江村	2,930	3,290
ピーナッツ菓子（2種食べ比べ）	91%	○				沖縄県国頭郡伊江村	2,950	2,850
コーヒー豆100g×3個	74%	○				沖縄県国頭郡伊江村	3,500	3,500
清涼炭酸飲料200ml/24本	66%	○				佐賀県小城市小城町	6,830	6,480
清涼炭酸飲料200ml/8本	57%	○				佐賀県小城市小城町	3,050	2,700
伊江島ラム酒のおいしいケーキ 2本	54%	○				沖縄県浦添市	4,350	4,000
ラムケーキ 1本	58%	○				沖縄県浦添市	2,350	2,000
イカ墨じゅーしいの素	60%	○				沖縄県中頭郡読谷村	2,450	2,000
イカスミぎょうざ「墨ちゃん」	63%	○				沖縄県浦添市	2,400	2,220
伊江島chees&オイル チーズ 漬け	64%	○				沖縄県国頭郡伊江村	1,836	1,300
タッチゅんクッキー（プレーン5、紅芋5）	86%	○				沖縄県国頭郡伊江村	380	2,500
タッチゅんクッキー（プレーン2、紅芋2）	88%	○				沖縄県国頭郡伊江村	150	1,000
琉球泡盛『伊江島』 720ml 1本	51%	○				沖縄県那覇市	1,570	1,350
琉球泡盛『伊江島』 720ml 6本セット	51%	○				沖縄県那覇市	9,420	8,100
手作り ジャンボピーナッツ黒糖 180g 27袋	64%	○				沖縄県国頭郡伊江村	6,750	9,450
万能たれ	52%	○				沖縄県国頭郡伊江村	4,250	2,060
ゆびはぶ箸	70%	○				沖縄県国頭郡伊江村	340	102
マースお守り	70%	○				沖縄県国頭郡伊江村	340	103
ピーナッツ菓子(ちょい食べピーナッツ)	78%	○				沖縄県国頭郡伊江村	172	37
ピーナッツ菓子(角切りピーナッツ糖)	78%	○				沖縄県国頭郡伊江村	344	74
ピーナッツ菓子(白糖ピーナッツ)	78%	○				沖縄県国頭郡伊江村	344	74
ピーナッツ菓子(みそ入りピーナッツ)	78%	○				沖縄県国頭郡伊江村	345	75
ピーナッツ菓子(ピーナッツ糖)	78%	○				沖縄県国頭郡伊江村	345	75
戦後沖縄 阿波根昌鴻 写真集成	56%	○				沖縄県那覇市	4,500	2,000
タッチゅんフェイスタオル2枚セット	51%	○				沖縄県那覇市	2,850	2,400
伊江村オリジナルTシャツ	66%	○				沖縄県那覇市	2,500	850

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」

欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

（A－B）／A

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。